

平成 23 年 11 月 21 日
総務省統計局

結果表案への意見等に対する回答

【別添労調第 1 表】（白波瀬委員）

短時間就業（週 35 時間未満）」の理由と「現職の雇用形態理由（勤め先呼称）」のクロスがありますが、その意味について確認です。短時間就業者と勤め先呼称による非正規の職員・従業員の間でずれがあることはわかりますが、両変数の混乱を防ぐ意味でも、「短時間就業理由」とのクロスは省略してもよいのではないかと思います。両者は少なからず重なっていることを考えますと、少し混乱するかもしれません。

A1 と従業上の地位や勤め先における呼称とクロスすることの方が、クロス表としては意味があるのではないかという意見です。

（回答）

A4 については非正規雇用を選択した理由、他方、A1 は現状で短時間就業となっている理由を問うものであり、内容的に重なる部分もあるかもしれないが、非正規雇用者が必ずしも短時間就業であるとは限らない点を考慮すると、こうしたクロスが見れるようにしておくのも一定の意味があるのではないかと考える。

なお、A1 の一部と従業上の地位や勤め先における呼称とのクロスの方は既に公表しており、さらに、A1 の全体と非正規の職員・従業員とのクロスについても、新規に追加する予定である。

【別添労調第 4 表】（白波瀬委員）

C 2 と C 5 はともに意識変数ですので、両者のクロスの読み方が少々問題です。もし「C 2 仕事をしたいと思っていながら現在仕事を探していないのはどうしてですか」に関連する結果表を出すとする、年齢階層別、男女別、配偶関係別、世帯主との関係、といった基本属性とのクロスの方が情報としては有益だと感じますが、いかがでしょうか。

（回答）

C 2 と年齢階層、男女、世帯主との関係といった基本属性とのクロス表については、既に公表しているところ。

C 2 と C 5 のクロスについても、従前から公表しているところである。仕事に「すぐつける」ことは完全失業者となる要件のひとつであり、非求職理由について、仕事にすぐ就けるのに探していないのか、すぐには就けないから探していないのかの違いを見ることは一定の意味があるものと考えます。

【別添就調第 3 表】（白波瀬委員）

「A 5 この仕事の 1 年間の就業日数及び 1 週間の就業時間」について、労働力調査と重なってしまうので、この点考慮すべきかわかりませんが、この手の変数ですとやはり従業上の地位（勤め先の呼称）とのクロスがほしいように感じました。

（回答）

ご指摘の「勤め先の呼称」とのクロス表については、対応する予定である。

（別添就調 3 表は、欄外として雇用形態（勤め先における呼称）6 区分を表章する予定である。6 区分は、雇用者、うち正規の職員・従業員、うちパート、うちアルバイト、うち労働者派遣事業所の派遣社員、うち契約社員を予定している。）

【別添就調第 4 表】（白波瀬委員）

「A 1 の 3 雇用契約期間の定めの有無及び 1 回当たりの雇用契約期間」、「A 1 の 4 この仕事で雇用契約を更新したことがありますか」の関連表について、ここでも従業上の地位（勤め先の呼称）とのクロスがほしいように思います。特に、正規以外の従業者だけをとって、雇用契約期間の違いがみたいように思いました。

【別添就調第 4 表】（水野谷専門委員）

雇用契約期間及び更新回数については雇用形態のクロスがあると良いのではないかと。特に非正規雇用者について関心があるので、入れるとすれば欄外になるのかどうか、どのような形になるのか。

（回答）

雇用形態（勤め先における呼称）とクロスした雇用契約期間及び更新回数を集計する予定である。

（別添就調第 4 表は、代表的な新規の結果表として詳しい様式を提示したもので、平成 24 年就業構造基本調査の集計表全体については、「資料 4 - 1」の別添 3 の結果表一覧に掲載している。この結果表一覧の第 II - 4 8 表・4 9 表が該当する表である。雇用形態の区分は、正規の職員・従業員、非正規の職員・従業員（内訳として、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他）を予定している。）

労働力調査結果の利用状況（資料2－8）について（水野谷専門委員）

「5 国際比較のための利用」の中に「ILO、IMF、OECD などへの労調の結果の提供」とある。日本の労働時間統計についてはILO や OECD に提供される統計が、厚労省の毎月勤労統計調査の場合があったように記憶（確か OECD の Employment Outlook の年間労働時間には毎勤が使われていたように記憶している）している。お手数をおかけするが、日本の労働時間統計については、どの国際機関のどの統計集（データベース）に労調（あるいは毎勤）が提供されているのか調べていただきたい。

（回答）

ご指摘のとおり、年間労働時間については、日本では、事業所側から捉えた統計（毎月勤労統計）によって OECD へ提供している。また、ILO における週間就業時間については、労働力調査の結果が利用されている。

今回の見直しにより、世帯側から捉えた年間労働時間に関する統計についても国際機関等に提供することが可能になると考えている。

- ・ OECD 年間就業時間…毎月勤労統計調査の結果を利用

<http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=ANHRS>

- ・ ILO 週間就業時間…労働力調査の結果を利用

<http://laborsta.ilo.org/>

→左上囲み「Statistics」から「By Topic」

→下へスクロールし中央左寄りの囲み「Hours of Work」から2番目の

「Main statistics (monthly): hours of work per week in non-agricultural activities, in manufacturing」

→「Japan」を選択 など